

互助年金・福祉厚生委員会規則

(平成十三年六月十五日規則第七十五号)

全部改正 平成一三年 六月一五日

改正 同 一四年 四月一九日

同 一八年 三月一六日

同 一九年一二月二二日

同 二五年一二月二二日

(委員会の設置)

第一条 本会に互助年金・福祉厚生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織、権限、管理及び運営については、この規則の定めるところによる。

(委員会の活動)

第二条 委員会は、次に掲げる活動を行う。

一 弁護士互助年金制度の管理及び運用

二 弔慰金及び見舞金の贈呈に関する審議、答申等

三 団体定期保険制度及び弁護士休業補償保険制度の管理、運用等

(委員会の組織)

第三条 委員会は、七十名以内の委員をもって組織する。

- 1 -

2 各弁護士の会長は、その地位において委員となるものとし、その余の委員は、理事会において選任する。

3 理事会において選任した委員の任期は、四月一日から三年とする。ただし、再選を妨げない。

4 任期満了によって退任する委員は、新たに選任された委員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(委員長及び副委員長の選任)

第四条 委員会は、互選により委員長一名及び副委員長五名以内を選任する。

(委員長及び副委員長の職務)

第五条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の定める順序により委員長の職務を行う。

(常任委員会及び資金管理運用検討委員会)

第六条 委員会に常任委員会及び資金管理運用検討委員会を置く。

2 委員長は、委員のうち若干名を常任委員会又は資金管理運用検討委員会の委員に指名する。

(委員会の招集)

第七条 定時委員会は毎年四月に、臨時委員会、常任委員

- 2 -

会及び資金管理運用検討委員会は必要に応じ、それぞれ委員長が招集する。

(決議方法)

第八条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 委員会は、定員数の五分の一以上の出席がなければ決議することができない。

(議事録)

第九条 委員会の議事は、議事録を作成し、委員長及び出席した委員二名が署名捺印する。

(常任委員会及び資金管理運用検討委員会への準用)

第十条 前二条の規定は、常任委員会及び資金管理運用検討委員会にこれを準用する。

(委員会の審議事項)

第十一条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 弁護士互助年金の予算及び決算に関する事項
- 二 弁護士互助年金の資金の管理及び運用に関する事項
- 三 弁護士互助年金の給付並びに利率の改定及び変更
- 四 共同取扱拠出型企業年金保険契約の引受保険会社及び引受割合に関する事項
- 五 団体定期保険制度の管理及び運用に関する事項

- 3 -

六 弁護士休業補償保険制度の管理及び運用に関する事項

七 弔慰金及び見舞金の贈呈に関する事項

八 会長から諮問があった事項

九 その他委員長が必要と認める事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項の審議を常任委員会に委任することができる。

(常任委員会の審議事項)

第十二条 常任委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 弁護士互助年金規程（会規第十六号）及び弁護士互助年金規則（規則第二十四号）に規定する事項の調査及び決定
 - 二 弁護士互助年金の受給者の認定、拠出金の受入れ及び給付に関する事項
 - 三 団体定期保険契約及び弁護士休業補償保険契約に関する調査及び決定
 - 四 委員会から委任を受けた事項
 - 五 その他委員長が必要と認める事項
- (資金管理運用検討委員会の審議事項等)
- 第十三条 資金管理運用検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 4 -

- 一 弁護士互助年金及び団体定期保険の資金の管理及び運用に関し、委員会から委任を受けた事項
 - 二 共同取扱拠出型企業年金保険契約及び団体定期保険契約の引受保険会社及び引受割合に関し、委員会から委任を受けた事項
 - 三 その他委員長が必要と認める事項
 - 2 資金管理運用検討委員会は、前項第二号の引受保険会社又は引受割合を変更することを相当と認めるときは、会長又は委員会に意見を述べることができる。
 - 3 会長は、弁護士互助年金又は団体定期保険の資金の安全かつ効率的な運用のために臨時急施を要するときは、資金管理運用検討委員会の意見を聴いて、これらの資金の引受保険会社又は引受割合を変更することができる。
 - 4 会長は、前項の変更をしたときは、相当な時期に、委員会に報告する。
- (特別委員会規則の適用)
- 第十四条 この規則に定めのない事項は、特別委員会規則(規則第二十二号)の定めるところによる。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

- 5 -

- (共済部委員会規則の廃止)
- 2 共済部委員会規則(規則第十四号)は、平成十三年六月三十日をもって廃止する。
- (経過措置)
- 3 この規則施行の際に、弁護士互助年金・休業共済委員会委員である者は、なおこの規則によって選任された委員会の委員とみなす。ただし、その任期は従前のとおりとする。
- 附 則(平成一四年四月一九日改正)
- 第六条、第七条、第十条、第十一条、第十三条および第十四条の改正規定は、平成十四年六月一日から施行する。
- 附 則(平成一八年三月一六日改正)
- 第四条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則(平成一九年一二月二二日改正)
- 題名、第一条、第二条、第十一条、第十二条及び第十三条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二五年一二月二二日改正)
- 第一条第二項、第二条、第三条第三項、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの改正規定は、平成二十五年十一月二十一日から施行する。

- 6 -